

# ニューズレター 第 101 号・2015 年 7 月

日本カナダ学会

発行人：下村雄紀 編集人：細川道久・福士 純

事務局：〒 658-0032 神戸市東灘区向洋町中 9-1-6 神戸国際大学経済学部 下村雄紀研究室内  
TEL:080-3868-1941・FAX:03-6368-3646・http://www.jacs.jp・jacskiu@kobe-kiu.ac.jp

(電話等の受付：水・金曜日・午前 11 時～午後 4 時)

郵便振替口座 00150-2-151600

## ニューズレターの 101 号に寄せて：ICT 化と人的学術交流

佐藤 信行

皆さまお気づきのように、今号の JACS ニューズレターは、第 101 号となりました。1977 年に「日本カナダ研究会」として出発し、翌年「日本カナダ学会」となった私たち JACS は、まもなく創立 40 周年を迎えますが（ちなみに、2017 年はカナダ連邦結成 150 周年でもあります）、それに先立ちニューズレターは次の 100 号へ向けて歩みはじめました。

この間の大きな変化といえば、ICT 化が大きく進んだことでありましょう。JACS ニューズレターも、2013 年 3 月発行の第 94 号から印刷版の発行を取りやめ、オンライン版を JACS ウェブサイト (<http://jacs.jp/>) からいつでもダウンロードできるようになっています。また、JACS サイト全体についても、現在大改修の最終段階にあり、近く会員事務手続の多くが、ウェブ上で可能となります。

ところで、こうした ICT 化の直接の目的は、経費節減であったり、事務手続の簡素化であったりと様々ですが、一番重要なのは ICT 化によって得られた「ゆとり」を、本来の意味での学会活動、とくに人的学術交流に振り向けることであろうと思います。とりわけ、地域研究学際学会である JACS にとって、「人と人」「研究と研究」を繋ぐことは、他の学会に比して極めて優先度の高い事柄であり、誤解を恐れずにいえば、学会の存在理由でもあろうかと思えます。

そこで、現在、役員会や各担当・委員会では、いくつもの新たな試みの検討を始められています。たとえば、現在の「正会員」「学生会員」「賛助会員」に加えて、新たに「準会員」という会員区分を設け、カナダ研究の裾野を広げられないか、あるいは、既存の「学際研究ユニット」制度に加えて、学問分野やテーマごとに会員グループを形成し、会員の皆さんのネットワーキングを支援できないか、世界のカナダ学会の連携組織であ

(次ページに続く)

JACS Newsletter No.101 (July 2015) // 本号の内容：ニューズレターの 101 号に寄せて：ICT 化と人的学術交流 (佐藤信行) ●報告：日本カナダ学会関東地区研究会・移民研究会共催研究会に参加して (庭山雄吉) ●「転換期を迎えたカナダの国勢調査」(大石太郎) ●リレー連載：なぜカナダ研究をしているのか (第 7 回)「なぜカナダ農業を研究するようになったか」(松原豊彦) ●第 40 回記念年次研究大会のお知らせ (池上岳彦) ●事務局より (第 40 回年次研究大会のお知らせ、「トラベル・グラント」募集について、『カナダ研究年報』第 36 号の公募要項、会費納入について (お願い) …………… ●編集後記

る International Council for Canadian Studies (ICCS) あるいはアジア太平洋地域のカナダ研究における日本の役割をどうすべきか、といったことが継続して検討されています。

年次研究大会に併せて開催される「総会」(9月12日)では、具体的な提案もなされると思います。研究環境の整備に向けた学会のあり方について、是非、活発な議論をお願いしたく存じます。

(日本カナダ学会副会長 中央大学)

\* \* \*

〈報告〉日本カナダ学会関東地区研究会・移民研究会共催研究会に参加して

庭山 雄吉

2015年5月15日、麗澤大学東京研究センターにて、ヴィクトリア大学のジョーダン・スタンガー・ロス (Jordan Stanger-Ross) 准教授とマイケル・アベ (Michael Abe) 氏による「不正の風景－第二次世界大戦期における日系カナダ人の財産の強制売却－」(Landscapes of Injustice: The forced sale of Japanese-Canadian-owned property, WW II) と題する講演会が執り行われた。今回の講演会は日本カナダ学会関東地区と移民研究会の共同企画であり17名の参加があった。

はじめにスタンガー・ロス准教授より、「不正の風景」(Landscapes of Injustice) と題する共同調査プロジェクトの概略が説明された。このプロジェクトは2014年に立ち上げられ、2021年まで継続される長期的研究であり、全カナダ日系人協会 (National Association of Japanese Canadians) をはじめとする複数の団体および他大学との連携を通じて包括的に研究、調査が展開される。前半の4年間は、主に文献調査、口述調査に費やされ、後半の3年間では資料のデジタル化、博物館での展示、研究発表および出版を行い、

研究成果を公表する予定であるという。

今回の発表は、同プロジェクトの主要研究テーマである第二次世界大戦における日系カナダ人の財産の強制売却についてである。第二次世界大戦中、ブリティッシュ・コロンビア州の沿岸地域に居住する日系カナダ人は敵性外国人とみなされ、ロッキー山脈中の抑留キャンプへと強制的に移動を余儀なくされた。残された財産は日系カナダ人の意志に反して強制的に売却されたのである。准教授は、日系カナダ人が所有する財産の強制売却に携わった三名、イアン・マッケンジー (Ian Mackenzie)、グレン・W・マックファーソン (Glenn W. McPherson)、キシゾウ・キムラ (Kishizo Kimura) を取り上げ、各人物がどのように強制売却に関わったのかを詳細に説明した。

マッケンジーは日系カナダ人に対する一連の政策について強硬的であり人種差別主義者として知られている。1930年の連邦選挙は自由党にとって厳しい選挙であったが、マッケンジーは下院議員に初当選して注目を浴び、その後、国防大臣に任命された。マッケンジーは反アジア系移民の先鋒となる政治家であった。カナダ西海岸からの日系カナダ人の強制移動にかんしては、マッケンジーが深く関与していた。1943年には700以上の日系カナダ人の農場がカナダ政府の管理下となった。農場は、日系カナダ人の意志で貸すことや売却することが許可されなかった。マッケンジーがこの一件の責任者となり、日系カナダ人の農場を帰還兵のために割り当てた。マッケンジーは、日本人はカナダに同化不能であり、日本へ戻るべきであると考えていた。

続いてマックファーソンについての発表へと移った。彼は弁護士を目指し司法試験に合格した後、2年間、ウィニペグで

弁護士をしていた。その後、オタワで敵性外国人の財産管理に関する仕事に就いた。マックファーソンは、財産管理人 (custodian) として活動する傍らイギリスの保安局 (Security Agency) の諜報部員としても活動するという二重の任務を担っていた。彼はヴァンクーヴァーへ派遣され、日系カナダ人の財産管理にあたった。1942年の夏から財産の売却がはじまり、自動車、家具、カメラ、ラジオ、食器類が売却の対象とされた。さらに、ヴァンクーヴァーにある日本人街のテナントの査定が入ったが査定評価が低く白人には向かないことが判明した。

三番目の人物はキシゾウ・キムラである。キムラは1899年に鳥取県に生まれ、1912年に両親とともにヴァンクーヴァーへ渡り移住生活を始めた。その後、彼は鮭の輸出会社へ就職し簿記を担当する傍ら、日系コミュニティにも深く関与し始めた。キムラは、カナダ政府側とも接点を持っていたため、日系カナダ人の財産売却を担当する委員会への入会を依頼され協力することになった。後に彼が晩年の1960年代から1970年代に残した回顧録には、強制売却を担当する委員会の時代が綴られており、強制売却は避けられなかったことが記されている。回顧録にはキムラの落胆した感情や孤立感が綴られている。

日系カナダ人の財産売却に携わった複数の人物に焦点をあてた発表は、実に示唆に富む内容であった。マッケンジーについては第二次世界大戦中、日系カナダ人に対する政策を推進した主要人物として知られているが、財産の強制売却に携わったマックファーソンおよびキムラについては今後さらなる研究の深化が期待される。特にキムラについては自身の財産が強制売却の対象となったにもかかわらず政府の委員会

に協力しなければならない立場にあった。そこで生じた葛藤は計り知れないものがあったであろう。同じ日系カナダ人からキムラはどのように見られていたのであろうか。キムラとマックファーソンには直接的な接点があったのであろうか。このように数々の疑問が浮かび上がるにつれて新たな研究の領域が広がっていく。本発表は今後、長期に渡るプロジェクトの可能性に満ちた刺激的な研究発表であった。(武蔵大学非常勤講師)

\*

## 転換期を迎えたカナダの国勢調査

大石 太郎

カナダの社会や経済を理解するための基本資料として活用されてきた国勢調査が転換期を迎えている。2010年6月、連邦政府はプライバシーの保護を理由に、2011年国勢調査における詳細調査票 (Long-form Census) の廃止とそれに代わるものとして回答を義務としない全国世帯調査 (National Household Survey) の導入を発表した。この決定には、一般に政権与党寄りとされる産業界を含め、さまざまな立場から多くの異論が唱えられ、首席統計官の辞任にまで発展した。結局、2011年の国勢調査は従来の基本調査票に相当する調査票によって、それまでと同様に回答を義務として実施され、その4週間後に全世帯の3分の1に相当する約450万世帯を対象に全国世帯調査が実施された。カナダ統計局によれば、国勢調査の回収率が97.1%であったのに対し、全国世帯調査の回収率は68.6%にとどまり、後者のデータの質は従来の詳細調査票による調査結果よりも低下した。詳細調査票の廃止とその影響についてはすでに拙稿で解説したが<sup>(1)</sup>、これからのカナダ研究にとって重大な事態であることに鑑み、本稿では改めてカナダにおける国勢調査の変遷を概観するとともに、世界的な動向にも言及したい。

いくつかの文献によると、世界で最初に国

勢調査が実施されたのは現在のカナダの領域であるという。ヌーヴェル・フランス時代の1666年にジャン・タロンがフランス植民地で実施したものがそれである。もとより近代的な国勢調査が本格的に実施されるようになるのは19世紀に入ってからであり、カナダでも連邦結成以前から英領北アメリカの各植民地で実施され、連邦結成後の最初の国勢調査は1871年、前年に創設されたマニトバ州をのぞく4州において実施された。国勢調査を実施する法令上の根拠は英領北アメリカ法第8条であり、10年ごとに国勢調査を実施し、オンタリオ、ケベック、ニューブランズウィック、ノヴァスコシアの各州の人口を明確にすることが求められている。国勢調査を実施する主たる目的は、議会の議席配分を適切に行うためである。その後、国勢調査は下1桁が1の年に実施されてきたが、1905年にアルバータ州とサスカチュワン州が創設されてからは、マニトバ州を含めた平原諸州で本来の調査の中間年にあたる下1桁が6の年にも国勢調査が実施され、1956年からはすべての州で下1桁が6の年にも実施されるようになった。

国勢調査が大きく変貌するのは、新たな統計法が制定された1971年である。まず、回答方法がそれまでの調査員によるインタビュー形式（他計式）から被調査者自らが調査票に記入する方式（自計式）に変更された。また、一部の世帯に詳細調査票が、それ以外の世帯に基本調査票がそれぞれ配布される形式が導入された。1971年国勢調査において詳細調査票が配布されたのは全世帯の33.3%であったが、のちに全世帯の20%に変更され、2006年国勢調査までこの形式が踏襲されてきた。さらに、1981年国勢調査では民族的出自（Ethnic Origin）など一部の質問に複数回答が認められるようになった。なお、民族的出自については1996年国勢調査以降、それまで

の選択肢から回答を選ぶ形式ではなく自ら該当する出自を記入する形式に変更され、1996年国勢調査からカナディアンとの回答がもっとも多くなっている。カナディアンという回答の急増は研究者の関心を集め、回答には一定の傾向がみられることが指摘されているとはいえ、とくにイギリス諸島系とフランス系については時系列的変化の分析が困難になってしまった。

このようにカナダの国勢調査はその140年の歴史において大きく変化してきたが、詳細調査票の廃止と全国世帯調査の導入は、データの質を大きく低下させた点でインパクトが大きい。とくにカナダの場合には国勢調査に代わりうる資料が不十分であるため、現在そして未来の人々が2011年のカナダを正確に理解するための資料を失ったという意味で世紀の失政といっても過言ではないかもしれない。

ただ、国勢調査が転換期を迎えているのはカナダだけではない。国勢調査の実施には莫大な費用がかかることに加え、プライバシー意識の高まりによる回収率の低下によって欧米諸国では調査方法の転換が進んでいる。とくに北ヨーロッパおよび中央ヨーロッパ諸国では行政機関がすでに保有する個人情報を活用する統計登録簿型への転換が進んでいるなど、国勢調査は世界的にその姿を大きく変えつつある。カナダでは回答を義務づけた詳細調査票の復活を求める声は大きく、将来的に復活の可能性もありうる。しかしながら、世界的な動向をふまえるなら、新たな国勢調査のあり方に対応した利用法の開発が求められよう。

（関西学院大学）

(1) 大石太郎「カナダの国勢調査における詳細調査票の廃止とその影響」『E-journal GEO』第10巻第1号、pp.18-24、2015年。以下のウェブサイトより全文ダウンロード可能。[https://www.jstage.jst.go.jp/browse/ejgeo/10/0/\\_contents/-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/browse/ejgeo/10/0/_contents/-char/ja/)

## <リレー連載>

### なぜカナダ研究をしているのか（第7回）

「なぜカナダ農業を研究するようになったか」

松原 豊彦

カナダ農業との出会いは1978年秋にさかのぼります。大学院に入って修士論文のテーマを考えめぐっていました。指導教員の中野一新先生（京都大学名誉教授）は新進気鋭の助教授で、アメリカ農業の構造変化と農民層分解をテーマに大内力・東大教授（当時）と論争を繰り広げていました。私は学部卒論で日本の農民層分解に関する文献レビューをしたこともあって、19世紀末ドイツの小農論争（カウツキーとダビッドが有名）を再検討しようかなどと漠然と考えていました。今にして思えば、ドイツ語もろくに読めないのに身の程を知らない話で、若くて無知というのは恐ろしいことでした。

その年の秋の土地制度史学会（現在の政治経済学・経済史学会）のときに、中野先生に修士論文のテーマについて相談しました。先生のお話は要次のようなものであったと記憶しています。「ドイツ小農論争は多くの研究があり、よほど新しい資料でも出てこないかぎり修士論文にまとめるのはむずかしい。それより現代の農業問題をテーマにした方がよいだろう。カナダはアメリカに次ぐ小麦輸出国であるが、日本ではほとんど研究がされていない。アメリカの51番目の州という見方もあるが、本当にそうか。小麦輸出国であるにもかかわらず、1970年に小麦の生産調整政策を行った。そのあと1973年以降の穀物価格高騰で一転して回復した。これによって穀作農業経営がどのように変化したかを調べてみたらどうか。世界的規模での農民層分解を検証するには、カナダのような穀物輸出国の研究が重要だ・・・」

正直言ってそれまでカナダについてはほとんど知識がなく、アメリカの北にある国土の広い国・・・という程度の認識でした。中

野先生のアドバイスを受けて、カナダ農業についての文献集めから始めました。まずわかったことは、カナダの農業構造を分析した邦語文献は非常に少ないということでした。そのなかで石関良司氏（農林省農業総合研究所・当時）の論文が現代カナダの農業構造に関するほぼ唯一の邦語文献であり、これを手掛かりに英語文献の収集に取り掛かりました。

農業構造や農民層分解を研究する際の基本資料は、それぞれの国の農業センサスです。カナダ統計局（Statistics Canada）が5年ごとに行う農業センサス調査を基本資料になんとか修士論文を書くことができました。当時はもちろんインターネットもなく、京都から国立国会図書館に何度か通って、1961年から1976年までの農業センサス報告書をせっせとコピーしたことを思い出します。農業センサスは全国編報告書（数冊）と州ごとの報告書（10冊）および特別編から構成されています。分厚い統計書から使いそうな箇所を探してはコピーするのですが、国会図書館の複写手続きの申請書類を書いて呼び出しを待ち、その時間に借り出した統計書や文献資料のページを繰る日々でした。エクセルのような表計算ソフトはもちろんなく、B4横置き集計表に数字を書き写しては電卓で計算し、一日作業したが使い物にならず全部ボツも珍しくありませんでした。

1983年宮城学院女子大学に奉職し、それから6年間仙台で家族ととも生活しました。この間一番大きかったことは、カナダの地を実際に踏んだことです。1985年プラザ合意以降の円高で1米ドル＝120円台になったことが重要でした。86年の夏季休暇を利用して、ヴァンクーヴァー経由でサスカトゥーンまで行き、リジャイナ、ウィニペグを回って帰りました。たいへん幸運なことに、サスカトゥーンの日本料理店で紹

介された小麦農家（サスカトゥーンから北へ100キロのリースク）へ車で連れてってもらいました。ちょうど刈り取りの時期で、夜中まで照明をつけて大型機械で作業しているのを目の当たりにしました。外国について文献と統計資料で論文を書くという、大げさにいえば明治以来のわが国社会科学の伝統から抜け出して、「現場」をふまえての研究によく足を踏み入れ、感慨深いものがありました。また、リジャイナではサスカチュワン小麦プール（当時）調査部の職員バーナ・ミツラさん（Verna Mitura）の知遇を得ることができ、その後ミツラさんがカナダ統計局、連邦農務省に移ってから連絡をとりあうなど、農業・農政関係に知人を得ることができました。

このころカナダでは加米自由貿易協定をめぐる議論が沸騰しており、それに関する文献が次々と出ていました。それらを使って、加米自由貿易協定の発効により、農業や食品産業にどのような影響があるかをサーベイした論文を書きました。ちょうど1989年に立命館大学に移り、同じ年の『立命館経済学』に掲載されました。

1993年4月から9月まで学外研究の機会を得て、ウィニペグのマニトバ大学に行きました。

ウィニペグを選んだ理由は、当地がカナダの穀物取引の中心地で、カナダ小麦局（CWB）、穀物コミッション、穀物取引所があり、小麦プールやパイオニア、カーギルなどの農協・商社が集中しているからです。マニトバ大学では農学部と関係の深い交通研究所（Transport Institute）に部屋をもらい、穀物マーケティングの仕組みを勉強する傍らで、マニトバ州内やカナダ各地に足を伸ばしました。立命館大学に移ったあと、30過ぎで車の運転免許を取り、カナダ各地をドライブして回りました。カナダの東西のほ

ぼ真ん中にあるウィニペグから東はモントリオール、西はエドモントンまで走り、大陸の広さと農業の地域性を実感しました。

狭義の農業問題だけではなく、農業・食品関連産業（アグリビジネス）の分析に研究対象が広がったことも大きな変化でした。さきに名前の出た中野一新先生は1986-87年にアメリカへ在外研究に行き、帰国後は研究会においてアグリビジネス研究の重要性を力説されました。中野研究室出身者による共同研究や翻訳出版が進み、その中に身をおいていた筆者の研究がアグリビジネスを射程にとらえるようになったのは自然なことでした。これらの研究成果をとりまとめて、『カナダ農業とアグリビジネス』（法律文化社、1996年）を上梓しました。

さて、なぜカナダ農業を研究するようになったのか、との問いにどのように答えるべきか。「なぜ山に登るのか、そこに山があるからだ」ではありませんが、研究対象のもつ魅力の虜になったというのが正直なところですが。研究対象としてのカナダ農業の魅力とは何でしょうか。カナダが世界有数の穀物輸出国でありわが国の食料に大きな影響力をもっていること、カナダ農業の地域的多様性、それを担う農業経営者や関係者、そして穀物輸出の仕組みやマーケティング・ボードのようなカナダ独特の制度・政策、これらの全体が醸し出すものと考えています。

筆者の関心は近年川下の食料消費に移りつつあります。とくに都市住民の食を公共政策の対象としてとらえて、市民組織と協働している「トロント市食政策評議会（Toronto Food Policy Council）」をさがげとする「市民の食政策」ネットワークに関心をもっています。カナダの農業・食料システムを大河の流れにたとえれば、何とか川下まで旅したいと思いをはせる今日この頃です。

（立命館大学）

## JACS 第 40 回記念年次研究大会 35 年ぶりに立教大学で開催されます !!

2015 年度の JACS 第 40 回記念年次研究大会は 9 月 12 日（土）・13 日（日）の 2 日間にわたり、立教大学・池袋キャンパス（東京都豊島区）で開催されます。立教大学での開催は、1980 年に第 5 回年次研究大会が開催されて以来、実に 35 年ぶりです。

今大会は、矢頭典枝委員長を中心とする企画委員会の議論に基づいて、1 日目と 2 日目にそれぞれ特色ある企画が設けられています。

1 日目の午前はセッションⅠ「自由論題」で 3 本の報告が行われます。午後は、まずセッションⅡ「カナダの経済」と題して 2 本の報告が行われます。そのうち、在日アルバータ州政府事務所の David Anderson 代表は、同州と日本との経済関係について報告されます。それに続くセッションⅢ「東日本大震災と日加関係」では、在日カナダ大使館の Martial Pagé 公使が、カナダ政府の取組を報告されます。また、映画監督の Linda Ohama さんが、震災復興をテーマとする新作のドキュメンタリー映画「東北の新月」(A New Moon over Tohoku) を、映像を用いつつ紹介されます。いずれも必見です。

カナダの John A. Macdonald 初代首相は 1815 年生まれです。それを記念して、2 日目の午前はセッションⅣ「マクドナルド生誕 200 周年」が設けられています。そこでは、Macdonald に対する評価の変遷、アッパーカナダ植民地期における活動とその背景、そしてイギリス帝国経済に対する関わり方、という視点から 3 本の報告が行われ、それをうけて議論が展開されます。

2 日目の午後は、JACS が主催し、立教大学経済学部／法学部が共催する形で、公開シンポジウム「多文化主義と表現の自由」が開かれます。多くの国々で移民をめぐる議論が活発化しています。移民受入れは高齢化の緩和と労働者の確保につながる面もありますが、民族・宗教などの多様化がさまざまな課題を生み出すともいえます。これまで「多文化主義」を掲げつつ移民を受け入れてきたカナダにおいても、最近では宗教などをめぐる差別的な言動が問題化しています。これは差別的表現と憲法が保障する「表現の自由」との関係という問題につながります。これは日本の現状および将来という点からみても重要なテーマです。

今回のシンポジウムは、まず、著名な憲法学者かつ刑法学者であり、人権尊重の立場から積極的に発言しておられる Kent Roach トロント大学教授に、“Multiculturalism and Freedom of Expression: Hate Speech in Canada” と題する基調講演を行っていただきます。それをうけて、社会学、政治学、法律学などの視点から、カナダの現状と課題について、アメリカとの比較も含めて、パネルディスカッション形式で理解を深めていきます。

このように、今大会はまさに盛りだくさんで、重要なテーマを取り扱った中身の濃い議論が期待されます。ぜひご参加ください。

大会実行委員長 池上岳彦（立教大学）

((事務局より))

◆第 40 回年次研究大会のお知らせ

2015 年 9 月 12 日（土）・13 日（日）、立教大学

にて第 40 回年次研究大会が開催されます。学会 HP 内（以下の URL）よりプログラム・報告要旨集がダウンロード可能です。第 40 回年次研

究大会プログラム・報告要旨集 : <http://jacs.jp/news/07/05/1426/>

#### ◆「トラベル・グラント」募集について

2015年度(2015年4月1日～2016年3月31日)までの間に、カナダおよびカナダ以外の国(日本を除く)で開催される国際会議などでカナダ研究について報告をする本学会会員に旅費一部補助の制度です。本学会会員によるカナダ研究の成果を広く海外に発信し、研究の交流や国際化を図るのが目的です。ただし、トラベル・グラントは旅費の一部を補助するのが趣旨ですので、旅費のすべてをカバーするものではありません。募集要項は次のとおりです。(1) **支給人数と支給金額** : 1名につき5万円・最大2名。(2) **支給対象者** : 応募時点において日本カナダ学会会員であること。原則として、専任の勤務先を持たない会員。専任の勤務先を持つ会員でも応募出来ませんが、優先度は低くなります。(3) **応募締切日** : 2015年4月末および同年8月末(年2回)。(4) **応募書類** : ①本学会所定の応募用紙(日本カナダ学会のホームページに掲載)、②国際会議などでの報告が正式に受け入れられたという文書(メールも可)、③出張に関する費用(航空運賃、滞在費、参加登録料など)の見積書。(5) **審査方法** : 日本カナダ学会役員会における審査機関(対外交流・共同研究委員会)により事前審査を行い、それぞれ5月および9月の役員会にて最終決定します。(6) **出張後の義務** : ①帰国後2週間以内に報告した論文を、郵送にて学会事務局に提出すること。②出張に関わる費用の報告書(学会ホームページ掲載の所定の書式)。(7) **その他の事項** : ①当該年度内でトラベル・グラントの予算額(10万円)が満額執行されなかった場合でも、原則として、残額を次年度への繰越は行いません。②出張期間は当該年度内に終了しなければなりません。③このグラントを支給された会員は、原則として再度応募することはできません。④書類送付先・問い合わせ先 : 〒658-0032 兵庫県神戸市東灘区向洋町中9-1-6 神戸国際大学経済学部下村雄紀研究室 日本カナダ学会事務局。

#### ◆『カナダ研究年報』第36号(2016年9月発行予定)の公募要項

(1) **未発表の完全原稿のみ**(採否の決定はレフリー制による)。(2) **原稿の種類** : 「論文」(和文400字×50枚相当以内;英仏文A4判ダブルスペース25枚以内); 「研究ノート」(和文400字×20枚相当以内;英仏文A4判ダブルスペース10枚以内); いずれも横書き、註・図版等含む。(3) **締切** : 2016年1月末日【※第32号より、応募締切日が年2回から年1回に変更されました】。(4) **執筆要項請求先・原稿送付先** : 〒305-8550 茨城県つくば市春日1-2 筑波大学図書館情報メディア系 溝上智恵子(80円切手貼付・あて先明記の返信用定型封筒を同封のこと)。

#### ◆会費納入について(お願い)

現在会費の納入を受け付けております。前年度までの会費を未納の方は、直ちに納入下さい。過去3年分(当該年度を含まず)の会費が未納の場合、学会からの発送物停止等をもって会員サービス資格を失うこととなりますのでご注意ください。**一般会員 : 7,000円・学生会員 : 3,000円**(学生会員は、当該年度の学生証のコピーを提出のこと)。**郵便振替口座** : 00150-2-151600。**加入者名** : 日本カナダ学会。来年度以降、自動振替に移行希望の方は事務局までご連絡ください。必要書類をお送りします(自動振替による口座引落は7月です)。ご協力願います。なお、4月以降に会員区分の変更のある場合は直ちに事務局までお知らせ下さい。

\* \* \*

★編集後記・・・本号では、巻頭言と連載企画に加えて、研究会の参加報告と研究紹介を掲載しております。近年のニューズレターでは、各会員の研究紹介の寄稿があまり多くありませんでした。無論、研究に関しては、論文というかたちでまとめることは重要ですが、様々な研究領域の会員が集う本学会においては、互いの研究を知り、知見を深めるといふ意味でもニューズレターにおける研究紹介の意義は大きいと考えています。もし、研究紹介のご寄稿を検討いただける会員の方がおられましたら、積極的なご寄稿をお待ちしております。……(f)